

CUNN



通算 66 号 2022 年 2 月

東京都江東区亀戸 7-8-9
松基ビル 2 F 下町エサ内
TEL 03-3638-3369
FAX 03-5626-2423

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク

第33回

全国交流集会・静岡に

「生きることはつどうこと コロナをのりこえ、連帯を深めよう！」をテーマに掲げ、第33回コミュニティ・ユニオン全国交流集会・静岡が21年12月4～5日、静岡県立大学草薙キャンパスで開催された。全国から76ユニオン327名が参加した。

初日第1部は、日本労働弁護団井上幸夫会長、福島みずほ社民党参議院議員、地元議会議員、弁護士らのあいさつを受けたのち、全国総会を開催。経過報告ののち、22年活動方針（労働相談、組織化、社会的連帯のネットワークを強めよう！）が提起、承認された。役員人事では、名古屋ふれあいユニオンの鶴丸周一郎委員長が新たに共同代表に就任した。

第2部は、ハーモニカ演奏ののち、静岡大学憲法学者の笹沼弘志氏が、「コロナ禍で問われる労組の意義～憲法から考える」をテーマに講演。憲法の中で最も大切な条文は第11条（基本的人権）だとし、私たちにエールを送ってく

ださった。曰く、困った人たちが自由に駆け込める「回転ドア」のおかげで基本的人権の享有を回復できた人がいるならば、「回転ドア」はまさに憲法第11条を体現したものに他ならない。だからユニオンは、自虐することなく、むしろ「回転ドア」であることを誇りにしてい

講演後、参加ユニオン紹介が元気に行われた。

2日目は、教室を使い、12の分科会が行われた。どこも熱心な議論が行われ、今後の活動に役立てていく。最後の集約集会では、「交流することの大切さ」を全体で確認し、22年10月15～16日に札幌で開催予定の全国集会での再会を誓い、「団結ガンバロー」で締めくくった。

76 ユニオン 327 名が参加





全国交流集会を振り返って

静岡実行委員会の方々より感想をいただきました（順不同）

何より、大きな支障なく無事に開催を終えることができホッとしたというのが一番。交流集会を終えての感想を求められ、頭にまず浮かんだのはこれ。それから次に浮かんだのは、「準備が大変なのに何が楽しくてこういう会を開催するのか。組織のけじめを年一でつけなくてはいけないということもあるけれども、そこを理由に皆で何とか集まって交流することが何よりもものご馳走だからだよ」と、実感したこと。つどって、出会う、知り合って、思いを確かめ合って。それで、明日また頑張ろうという気持ちがわき上がって。やっぱりそこが集会の華。醍醐味。全国で同じようにがんばっている仲間がいると思えること、あの町にあの人がいて、あのユニオンがあって、困って相談を寄せてきた人たちに、「彼らがいるよ」と、その顔々を思い浮かべながら言ってやれる心強さったら、ない。

開催の2021年の中で北九州のユニオンから事案対応依頼があって、何度か事件についてやり取りをした。遠州連帯の、北海道出身の組合員が、ずいぶん以前だけでも北海道のユニオンに相談をしていて、そこは今でも連絡を取っているというのだけれど、交流会参加ユニオンの中にその名前を見つけた。また、ユニオンの仕事の中で困ったことがあった時に、電話相談をしてお世話になった労働安全衛生センターの名前を見つけた。お目にかかれるなら、ぜひ皆さまにお礼を言いたい。ご挨拶して互いの経験や方向性なんかを語り合いたい。期待し、楽しみ

にして開催準備に関わって来た。それが大会のテーマ提案にもつながった。

が、今回はこの集会の華が実施できなかった。ご承知の通りのコロナ禍。大分治まる兆候を見せていたとはいえ、概ね300人近くも集まる予定では一堂に会しての交流は控えざるを得なかった。その分、会の準備は負担軽減となったとはいえ、集会后に、「リアル集会に参加できてよかった」という声を聞くにつけ、顔を合わせての交流、直接に語り合う事の重要性、大切さ、楽しみ、活動のモチベーションであることを胸に沁みて思った。

集会の準備はほとんど静岡在のメンバーに負担・尽力いただいてしまい、共同代表の立場をいただいた自分が具体的にやれたのがわずかなものだったことが反省点だけれども、会の最後の最後に北海道の方にちょっとだけ静岡観光案内ができたこと、それで後日わざわざお礼の電話をいただいたこと、これが自分にとって、ささやかではあるけれども、集会成果だった。心の内にポツと灯がともるものだった。

そして、大会最後にあった宮田薫さんのハーモニカ演奏。会場に集った人達の心が一つになったと感じられる一瞬があった。大会成功の瞬間と言ってもいいのかも。運営に細かい齟齬があったとしても、12月4日に参加者の皆さんにお見せすることができた麗々しい富士山の姿、お土産のみかんと共に、静岡らしい暖かい良い集会だったと思う。

【岡本真弓／遠州労働者連帯ユニオン】



前列右から2人目が岡本真弓さん

司会として参加しました。全国から多くの組合員の皆様に参加していただきありがとうございました。私自身は組合員になって日も浅く、初めて知る事も多いですが、活動を通して労働組合の大切さを実感する毎日です。今、大会を振り返ってみると、あの時は極度に緊張して、元気のない司会になってしまいました。もっと堂々と元気よくマイクを持てればと反省です。翌日は分科会「たのしいユニオン」に参加。心理学を応用したゲームを通じて互いの距離が縮まっていき勉強になりました。組合員を増やすことが大きな課題の中で、貴重な体験ができました。

パワハラや労働災害などのニュースを見ると、「権利」という言葉の重みを考えます。なぜ労働者は職場でモノが言えないのか。私自身、何度、悔しい思いをしたか。この状況を変えるには、歴史の中で手にした権利を主張していくしかありません。その為に、私たちがまず団結し、参加者を増やし、後世に繋いでいくことが必要です。その意義ある活動に自分が参加していることに驚きつつ、皆さまに負けないように精進していきます。

【三宅龍嗣／静岡ふれあいユニオン】



全国交流集会には2年前の2019年11月の実行委員会準備会からの参加となるが、実務的な活動は企画部会として会場設営や運営担当になった2021年8月頃からはなった。コロナ過により、裏のメイン行事ともいえるレセプションが中止となったとはいえ、全体集会のオンライン配信や会場である県立大学の設備確認、必要機材の調達と準備は多岐に渡った。

当日の設営、運営のサポートをお願いした県立大学AVL委員会の学生さんとの下打ち合わせを行ったが、大学側との調整ミスからリハーサルが行えず、機材や設営の準備が開催当日となり、AVL委員会の皆さんに大変な苦勞をかけたかったが、様々な課題を次々とこなして頂いた。集会では、希望者へのオンライン配信開始直後にリスナーから音声が入らないとの問い合わせが続いたが、すぐに配信に長じた集会参加の仲間が音量調整してくれた。取り組みを通じ、参加者の仲間の暖かいサポートや、実行委員会でご助言いただいた名古屋ふれあいの浅野さん、本部事務局の岡本さん、そして、会場設営と照明、音響、オンライン配信などの運営を担っていただいた県立大学AVL委員会の学生さんをはじめ、集会を成功させて頂いたすべての参加者に感謝したい。

【小海 誠／静岡交通ユニオン】

私は静岡交通ユニオンから実行委員会に参加させてもらいました。静岡交通ユニオンは2018年7月に国鉄労働組合のOBを中心に結成されました。私たちが所属していた国労は1987年国鉄分割・民営化反対の闘いを始め、1047名の解雇撤回闘争など様々な運動を取り組みました。この闘いは全国の様々な地域の仲間の皆さんからの支援を頂くことによって終結することが出来たと認識しています。退職後も地域労働運動・平和運動など市民運動に積極的に関わっていくという思いが交通ユニオンの結成になり、今回の全国交流集会への参加につながったと思います。



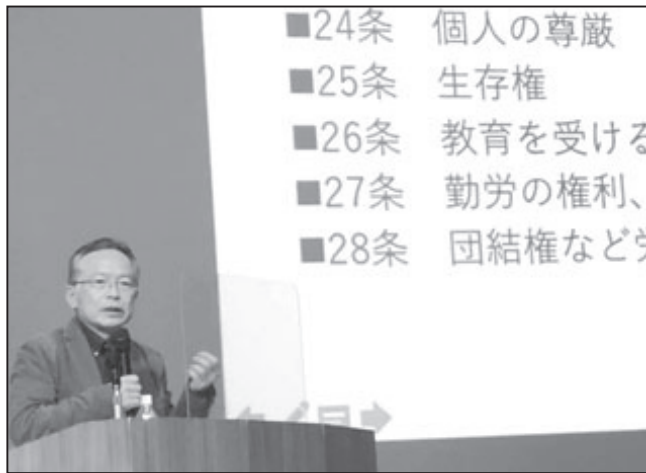
前置きが長くなりましたが、静岡県では初めての開催だったし、私自身は各地で開催されてきた全国集会に参加したことがなかったので集会をイメージすることが難しく、全国ネットや東海ネットの皆さんにたびたび初歩的な質問をして申し訳なく思っていました。多くの至らぬ点がありましたが、全国から300人を超える参加者が集い、無事に開催され、札幌にバトンタッチ出来たことを喜んでます。

【望月立夫／静岡交通ユニオン】

ハーモニカの音色で会場を魅了した宮田薫さん



地元で「静岡・沖縄を語る会」の活動をやっている関係で、母親大会に何度か参加しました。県内各市での持ち回り開催で、いつも使われるのは高校です。2桁の分科会をやるために教室が揃っていて、全体会は体育館でやります。しかし、11月頃の開催となると、冷たい体育館の床に座るのも避けたいものです。これに県外からたくさんの参加者が来るとなると、駅からあまり遠くなくて、駐車場が確保できるところ。以上の条件から提案したのが草薙駅近くの静岡県立大学でした。しかし、通常使用しているいくつかの会館と比べると、部屋の単位ではなく棟の単位で借りることや下見にも



講演する笹沼弘志さん

予約が必要なこと、キャン

セル料はかからないなどの違いがありました。新型コロナウイルスの感染予防からバンケット(交流会)が無くなって残念な反面、楽ができたことには正直ホッとしました。

開催当日は大切な模擬試験と重なった日なのに、朝から駐車場トラブルを起こして大学から怒られたりしました。県立大国際関係学部の高畑先生やADL委員会の学生さんに終始お世話になったのが秘訣と言えますが、大学での開催、そんなにまずい判断ではなかったと思います。

【望月吉春／焼津地域労組】



大会で議長を務めた望月吉春さん(左)と北真泰利さん(札幌地域労組)

全国交流集会には実行委員会の予想を大きく超える全国76ユニオン320名以上が参加しました。お疲れ様でした。そして、この集会から一人のコロナ感染者が出なかったことは参加者皆様のご協力によるものであり、深く感謝いたします。

静岡では、集会成功に向け、集会実行員会を10回開催してきました。会議終了後は、静岡県下、6ユニオン、共闘団体であると静岡県共闘、静岡県中部地区労との活動交流を約一時間行ってきました。労相談内容、交渉の課題などが主だったものでした。内容的には、不十分な内容ではありましたが、今後も交流を繰り返していきます。

後継者問題は、全国のユニオンに共通した問題です。今回、集会会場を静岡県立大学としたのは、集会開催準備を通じて学生らと交流し、担い手を獲得していきたいという狙いもありました。音響、映写などに関心のある県立大学生徒らのサークル「AVL委員会」の献身的協力と一定の交流が実現できました。今後は、より十分な計画性をもって学生らとの一層の交流を実現していきます。そのほか、レセプション交流はやっぱりやりたかったな等の感想を持ちました。次回の札幌集会で皆さんに再会したいと思います。

【小澤満夫／静岡ふれあいユニオン】



集会会場となった草薙キャンパスのメインストリートを彩るいちよう並木

新役員ご紹介

①所属ユニオン ②お気に入りの書籍、映画 ③仲間へのメッセージ



共同代表の つるまるしゅういちろう 鶴丸周一郎 です！

- ① 名古屋ふれあいユニオン
- ② 正木進三の『昆虫の休眠と生活史』（中公新書、1974年）は印象に残った書籍のひとつです。小さなコオロギの仲間がどうやって生活史（ライフサイクル）を季節に適應させているのかなどについて書かれています。
- ③ 私がユニオンに加入したのは2014年のことで、当時はユニオンについてほとんど知識がなかったです。実際に闘ってみて、初めてわかることがたくさんありました。全国の仲間のみなさん、労働者が権利を行使するために、その権利を守っていくために、これからもともに闘っていきましょう！



運営委員の いずみゆうこ 出水夕子 です！

- ① 連合熊本ユニオン
- ② 好きな映画は「マダム・イン・ニューヨーク」です。英語が苦手な主婦がNYで語学学校に通い、さまざまな出逢いを重ねて自信も取り戻していく…何歳からでも挑戦する姿に、私が勉強を始めるきっかけとなった大好きな作品です。
- ③ 組合員となり4年、経験も知識も浅くかなりの未熟者です。全国の皆さんと情報交換、交流を深めていけることを楽しみにしています。共に手を携え、元気に活動していきましょう！ どうぞよろしくお願いいたします。



運営委員の かわさきかずひろ 河崎一公 です！

- ① ユニオンみえ
- ② 好きな映画は「ダークナイト」（クリストファー・ノーラン監督・2008年）です。アメコミ映画の黎明期に作られたからこそ監督の作家性を貫き通せた傑作だと思います。冒頭の銀行強盗のシーンだけでも1900円払う価値あり。
- ③ みなさん、はじめまして。今年度から運営員を務めさせていただきます。経験が浅い私ですが、それを補うよう若さゆえの無鉄砲で突き進んで行きたいと思います。あまりにも無鉄砲が過ぎたその時は、優しく諭して下さい。



第1分科会 ■ 新型コロナと労災問題

担当/天野 理 (ふれあい江東ユニオン)

約20名が参加しました。まず天野から、新型コロナの労災認定基準やその認定状況などを報告しました。厚労省は積極的に労災を認める基準を設け、現在その認定率は約98%となっています。特に、医療や介護の現場からの請求と認定数が非常に多くなっています。厚労省のホームページでは様々な職種の労災認定事例の情報が公開され、医療や介護従事者以外でも、職員の感染が起こった職場や多くの顧客に接する機会の多い職場で働いていた方などについて労災認定事例が出ています。感染経路が特定されなくとも、感染リスクが高い労働環境であれば労災認定される可能性があります。しかし、こうした幅広い認定基準の一方で、新型コロナの労災申請数は国内感染者の1%強にとどまっています、まだまだ労災請求が埋められていると考えられます。

さらに、コロナの「罹患後症状」(いわゆる後遺症)に苦しむ患者に対し、継続支給されるはずの労災補償が途中で一時停止されるなどの問題も表面化しています。この点については、成田博厚さん(名古屋労災職業病研究会)が、実際に労災補償を一時停止された患者さんの事例について報告しました。ある介護職員の方のケースでは、労災認定はスムーズに出たのですが、本人が退院後も罹患後症状に苦しみ心療内科を新たに受診したこ

とをきっかけに、労基署から調査が必要だとして休業補償の支給を一時止められてしまいました。その後、厚労省に抗議するなどの取り組みをした結果、支給が再開されました。現在、厚労省は「罹患後症状」で療養中の患者にも幅広く労災補償を行う姿勢を示していますが、今後も新型コロナの労災打ち切りの問題については注意が必要です。

参加した各ユニオンからは、分会がある職場で集団感染が起こり組合員の労災申請をサポートしているケース、これから労災申請を予定しているケース、感染して休職した組合員がボーナスの切り下げを迫られているケース、治療後の職場復帰について会社と交渉しているケースなど、新型コロナ禍での労災問題に直面している状況が次々と報告されました。さらに、明石地域ユニオンからは、「罹患後症状」で療養中の方で労災認定を受けた事例について報告がありました。また、静岡地域ユニオンからは、ユニオンの機関紙で「働く人のやさしいQ&A」と題して、新型コロナに関する休業支援金・給付金や労災補償についての情報をまとめた取り組みが報告されました。

分科会では、これらの報告も踏まえつつ、新型コロナの労災問題についてユニオンとしてどう対応していくのか、活発な意見交換が行われました。

第2分科会 ■ ハラスメント相談対応

担当/川本浩之 (よこはまシティユニオン)

17ユニオンから21名が参加。はじめに、あかし地域ユニオンの西山さんが、9月14日に全国安全センターがいくつかのユニオンと協力して実施した「いじめハラスメントほっとライン」につい

て報告。新聞やテレビで報道された拠点には多くの相談が寄せられた。精神的な攻撃という相談が多いので、やはり労働組合的な対応が解決策としては必要である。相談を受ける時の注意点として、

傾聴が重要であること、なるべく話しやすい質問の仕方の工夫が必要であることなど、丁寧で詳しい解説があった。

連合福岡ユニオンの志水さんからは、自動車整備工場の事例の報告があった。先輩社員から、仲間外れなどさまざまなハラスメントを受けていたが、暴行をきっかけに心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症。当初は、店長や他の管理職も、暴行やハラスメント等の事実関係を認めていたが、ユニオンに加入して団体交渉を始めたところ全否定に転じる。暴行についての労災認定後、損害賠償裁判を提訴、心的外傷後ストレス障害についても労災認定を勝ち取る。それでも会社の姿勢は頑なである。

よこはまシティユニオンからは、2つの事例報告があった。生命保険会社営業職員が、上司（既婚者）からの執拗な交際の勧誘というセクシュアルハラスメントが原因で適応障害を発症し、休職

を余儀なくされている。労使交渉で加害者の配転と職場復帰できる環境改善を目指したが、会社の姿勢は十分ではないため労災請求と損害賠償裁判を提訴した。コーヒーメーカー販売会社のハラスメントによるうつ病の事例は、交渉が決裂した後会社側から労働委員会にあっせん申請があったが、結局解決せず労災認定を目指すことに。

その他、天六ユニオンから、セクシュアルハラスメントやパワハラ被害を受けた当事者からの報告があった。同僚と共に団交やビラまきなどを行っているが解決に至っていない。

参加者アンケート（14名）によると、大変勉強になった、参考になったなど、おおむね好評で、次回もハラスメント分科会に参加したいという意見も多かった。ただ、どうしても時間に限りがあるので、課題を絞って、より充実した分科会を継続してゆきたい。

第3分科会 ■ コロナ禍における外国人労働者問題

担当／笠井弘子（きょうとユニオン）

当該の外国人労働者含め24名が参加。まず、スクラムユニオン・ひろしまの土屋みどりさん、岐阜一般労働組合の甄凱さん、静岡ふれあいユニオンの亀田デリキさんから、それぞれのユニオンでの事例の紹介、取り組みの中で得た経験や、広く共有すべき知見についての報告をいただきました。

外国人労働者、特に職場移動もままならず助けを求め、社会とは隔絶した環境におかれている実習生の労災や労災隠し、パワハラ、セクハラ、不当解雇等の問題について生々しい報告がありました。また、実習生の支援に必要な通訳者の確保の困難、労災をはじめ強制帰国、暴力・傷害など外国人労働者が直面する困難と、それらの相談にどう対応し、迅速な救済と支援を行うかについて、各地からの事例をもとに討論を行いました。

外国人労働者は依然として非常に厳しく困難な労働環境に置かれながら、現在の日本の社会基盤を支える貴重な労働力として「活用」されています。今や日本社会において欠かすことのできない人々であるにも関わらず、その権利はないがしろにされ、労働力として搾取されている現状が、今回の

分科会での報告や討論からも明らかになりました。

全国各地、それも都市部から離れた地方で働く外国人労働者や実習生は困難にあっても相談先を知ることが難しく、相談を受けたユニオンも通訳者の確保や、使用者、実習生の場合だと監理団体、各省庁との交渉など人的、物理的、時間的困難に立ち向かわざるを得ません。特に在留期間の関係もあり、迅速な対応が求められます。また、外国人労働者は日本の法制度、特に労働法の知識が不足しており、外国人労働者の相談対応をする中で、労働法の知識を伝える必要性も確認されました。

相談対応は個別になりがちですが、ユニオンへの相談を通じ、外国人労働者同士はもちろん日本の労働者とも「ともに生きる仲間」としての意識を持ち、ともに闘い、権利を確認し、必要な補償を勝ち取り、よりよい働き方を実現することがもっとも必要とされていることが確認されました。また、各地のユニオンの事例を共有し、相談や支援などの活動のために連携を取る体制の必要性も話し合われました。今後はさらなる連携と協力を構築できるよう、協力しあおうと話しました。

参加者は13団体17名でした。会計年度任用職員制度が2年目をむかえ、問題も出てきています。まず、分科会のために作成した「会計年度任用職員労働条件確認票」に記入してもらい、任用・勤務時間・給料や報酬等について現状の確認をしました。

当事者からは、「おきたまユニオン」の調理員からは、何年働いても同じ給料で昇給がなく、給食センター統合予定も直営になるのか委託になるのか不透明な状況の報告がありました。「よこはまシティユニオン」のスクールソーシャルワーカーからは、学校の先生からの聞き取り等の時間が17時以降になり超過勤務が常態化し、任用通知を受け取った後に残業が出ないようなシフトが出ている実態や給料表の提示がない状況報告がありました。「静岡ふれあいユニオン」の介護認定調査員からは、経験があっても一般公募と同じ試験面接を受け、任用が決まっても希望する区に空きがなければ1年待機する場合もあり雇用不安の状況や病気休暇が正規は90日に対して4日しかないという報告もありました。

参加者からは、「自治体当局は社会福祉士やソーシャルワーカー等の福祉職に対して専門性への理解が不十分なために資格のない職員を配置し、職員のメンタル不調も多く、自治体職場が劣化している要因となっている。」ことや「正規職員がいない学童保育職場においては、同一価値労働同一賃金の考えで正規の保育職員との格差を縮める運動が必要だ。」との意見がありました。

労働政策研究・研修機構の呉学殊さんは、「韓国では公共の非正規問題は国の問題であり、日本の非正規問題はその場しのぎの対応であり本質的な解決にはつながらない。韓国を参考に。」と韓国の状況を報告されました。

会計年度任用職員制度については、自治体の議会対応には推薦議員等の協力が大きく、特に勤勉手当支給に関しては政治闘争での決着が重要となります。また、法整備はされましたが、私たちの実態は法の狭間にあった制度前と何も変わっていません。仲間と共に声を上げて運動を進めていきましょう。

31名が参加。ウェブやSNSを活用した運動や取り組みについて、札幌地域労組と連合福岡ユニオンにおける活用事例の共有を行い、ホームページ製作運用方法やSNSを活用する際のテクニック面について提起しました。

分科会の前半は、札幌地域労組の三苦文靖書記長から、現代におけるウェブやSNSの利用について、各年代の利用率などのデータを示して解説と考察を行い、米国におけるウーバーで働く労働者のアプリを用いた組織化事例を紹介しました。

その後、スマートフォンを使用した取り組みの有効性を、我が国におけるSNS事情と絡めて解説。実際に組織で行ったLINEを活用したオルグ活動、組織運営などの事例を、技術面も含めて詳細に説明しました。特に、LINE公式アカウントを活用した札幌恵佑会病院の組織化事例は、施行のハードルが低く、効果も高い取り組みであるため、本分科会を機に多くの組織で導入されていくことを望

み、再現性が高い「現代のスタンダードな労働運動」と位置づけをして提起しました。

質疑応答では、組織内の広報担当の方から質問や提起があり、自らの組織でLINEを活用した取り組みも紹介され、今後、ウェブやSNSへの取り組みを強化することの重要性と希望が共有されました。

分科会の後半は、連合福岡ユニオンの進藤勇志書記次長より、ホームページの集客テクニック、検索順位の上げ方など技術的な方法、SNSの極めて実践的な活用法について提起しました。ホームページについては、ウェブ記事の書き方を説明し、通常のライティングとウェブライティングの違い、タイトルのつけ方、記事を読ませるターゲット設定の重要性を提起。SNSについては、YouTube、Instagram、Twitter等を使用している年齢層の分析をし、各媒体の特性に沿った表現方法が大切であることを共有。また、デジタルネイティブ世代（Z世代）はGoogleなど検索エンジンで検索せず、

SNS で検索する傾向が強いため、SNS への対応は新たな世代にアプローチするために必須な取り組みであることを解説しました。

スマートフォンの普及により情報の入手経路が劇的に変化したこの 10 年、そして、それ以上の速度で変化し続ける今後 10 年。使用者側が膨大な金と労力をかけて情報戦略に取組んでいる昨今、ユニオンも対抗していかなければウェブの世界で勝てなくなっていくこと、また、ウェブや SNS は時

代に合わせた表現方法・手法があり、宣伝する側がそれに合わせていかなければならないことを強調し、講義を締めくくりました。

質疑応答では、ZOOM などウェブ会議サービスの有効性について提起があり、簡単な打合せや相談、また、外国人労働者からの相談時においては、遠隔地にいる通訳を入れて相談することが可能となり、ZOOM を活用することは、時間と場所に縛られず非常に有効であることが共有されました。

第 6 分科会 ■ 同一労働同一賃金

担当／木村文貴子（神戸ワーカーズユニオン）

22 人が参加。名古屋ふれあいユニオンと札幌地域労組の取り組みの報告に続き、植松真樹弁護士から解説を受け、参加者で意見交換を行いました。

■名古屋ふれあいユニオンの取り組み

・浅賀井製作所分会は全員が非正規労働者。正社員に比べ一時金が不当に低いことに対して交渉で解決せず、2020 年 2 月に「労働基準法第 3 条」「憲法第 14 条」と「労働契約法第 20 条」に違反するとして会社を提訴した。その後、退職金についても請求を追加した。一方で、通勤手当の支給は、交渉によって支給されることになった。

・碧海工機分会では、交渉によって通勤手当が支給されることになり、食券や作業着の会社負担率が正社員と同一になった。

・その他の企業に対しても、退職金や一時金の支給などを求めて交渉を続けている。交渉の印象では、労働契約法第 20 条の最高裁判決の影響があり、退職金や一時金の交渉が厳しくなっているという。

■札幌地域労組の報告は、札幌市の委託事業で、除雪やゴミ収集などを行っている企業での取り組みだった。60 歳定年で、その後は嘱託社員になる。仕事内容は変わらないが、正社員には支給される燃料や精動手当などが支給されなくなる。会社と交渉を継続している。2025 年に雇用継続給付金が廃止になるため嘱託社員の労働条件を改善したい。

●参会者からは、定年後の労働条件が大幅に引き下げられることが報告された。「定年後は時給制になり、一時金は寸志程度になる」「手当は支給されているが、基本給は 50%、一時金はゼロになる」など、正社員の時と同じ業務を行いながらも労働条件が悪化しているという。労働条件の相違につ

いて、法律では説明義務があるが、使用者から明確な説明がなく、裁判や労働委員会で争っていることも報告された。一方で、派遣労働者の「同一労働同一賃金」についても問題提起された。法律が改正されても、労働条件は上がってないという。

▲参加者の感想

・同一労働同一賃金のポイントは、待遇ごとの比較であり、労働者ごとの比較ではない。派遣先の均等・均衡方式は、法人の情報開示がなければ交渉にならない。基本給をあげることが重要と考えるので、春闘の取り組みとして協議事項とするのが良いと思った。

・同一労働同一賃金は当たり前のことなのに差別がたくさん残っている。特に、賞与や退職金の壁は大きい。まだまだ闘いは続く！ガンバロー！

・ユニオン自体もスキルアップしないといけないし、最高裁判例でくじけている感じがした。見方を変えての取り組みも必要である。

同一労働同一賃金については、一足飛びに改善できるものではなく、地道に交渉を続けていくことが必要だと思います。全国各地の交渉で得られたこと、「正社員の就業規則の開示方法」「会社の説明義務の文書での提出」など、情報を共有化することが運動を広げることにつながります。

正社員と非正規社員の違いについて、会社側から「責任の違い」などと抽象的な言い訳をされるケースも少なくありません。分科会終了後、職務評価の方法について、全国ネットで研究してもらいたいと言われました。全国ネットだけでできることではありませんが、ユニオンとして取り組む課題だと思いました。

コロナ禍のなか、女性たちが直面する困難は過酷さを増している。分科会では具体的事例を持ち寄り、女性であるが故にもたらされる被害（ジェンダー構造）について議論を深めたいと打ち合わせを重ね、準備を進めてきた。

当日はまず、女性ユニオン東京の谷さんより、内閣府及び野村総研の調査から見える「コロナ禍と女性労働」の報告があった。70万人の女性が失業し、パート・アルバイトの女性の40%がシフト減となり、それに伴い収入も減額。緊急事態宣言中、家事・育児・介護の負担が増大し、報告書では「女性の所得は生計維持に必要、もはや家計補助ではない、雇用形態別の格差是正、世帯単位から、個人単位のシステムへ社会制度の変革が求められる」との提言に至っていると問題点を指摘した。

北海道ウィメンズ・ユニオンの近藤さんからは、「コロナ禍における女性の困難」として警察庁等のデータを基にした報告があった。DV相談件数、児童虐待通告数が増加、子ども及び女性の自殺者が増加、働く女性の自殺原因の3割が「勤務問題」で、解雇、雇止めにあった女性の33%が再就職できずにいるという状況が明らかとなった。

次に、加盟ユニオンへの事前アンケートの集計報告があった。回答数は17。平均で、女性組合員の割合は36%、女性執行委員の割合は22%。相談件数は全体的に増加。コロナが理由ではないが、

マタハラ、セクハラ相談が多かった。復職できないケースが多く、雇用継続の方向での取り組みを考えさせられたと述べられた。続いて、北海道から職場のセクハラ被害について、名古屋からマタハラ被害についての具体的な事例報告があった。神奈川の手話通訳者たちの労働条件向上の闘い、東京の介護老人保健施設分会の闘いも紹介された。

最後に、中野麻美弁護士が、女性がずっと職場で抱えてきた家父長的弊害の問題との指摘があった。「女性は誰しも日常にあるこのような暴力、差別を受けてきた。当事者と私たちの間の共通課題として確認しあえるかが大事。日本では、憎らしい女の子になれとは育てられてこなかった。誰の言葉でも受け入れるのが正しい女の子のあり方だと。被害者から向けられる課題は社会からの警告。どう闘うか、支援者の側から分析していく、社会の差別構造に切り込んでいく必要がある。パワハラの中にセクハラ等が埋没していくのは違うと思う」。この力強くかつ納得のいく説明と表現に一同思いを深くし、分科会テーマである「ジェンダーの視点から女性労働の課題を見直す」ことが再確認された。暴力のない職場、暴力のない社会づくりに向けて、女たちの連帯をどう作り上げていくか、今後のネットワークの論議につなげていきたいと締めくくられた。

参加者からの感想や意見がボードに沢山書き込まれ、この後の交流会へと引き継がれた。

12名が参加。はじめに、4ユニオンから報告を受けた。「札幌パートユニオン」（ZOOM参加）の山本さんと山田さんからは、学習会、最低賃金審議会へのFAX要請行動、今年は審議会での意見陳述が出来たなど。栃木の「わたらせユニオン」の嶋田さんからは、県庁での記者会見や労働局前スタンディング、大手コンビニのエリア本部に対する募集賃金引上げの申入れなど。「きょうとユニオン」の服部さんからは、「目に見える最賃運動をやろう」を合言葉に3～8月、毎月1日にデモを行った。

沿道から「頑張ってる」と声がかかった。最賃が上がると私の賃金が上がるという実感を持つ人が増えているのではと思う。「ひょうごユニオン」の岩本さんからは、2月にパートアクションでパネルを作りシール投票したが、千円は「ちょっと無理」と貼る人がいない、扶養の範囲内という人もいた。10月の最賃改訂の周知の取組みを11月にやったが、確認の意味でかえって良かった。200枚のチラシもすぐに撒けた。4ユニオンからは街頭宣伝・デモ、審議会への意見書提出、審議会傍聴、

意見陳述、労働局前での集会等、活発な取組みについて話をされた。最低賃金の問題点として、主に3点について各報告者から提起され議論した。

①最賃の水準が低すぎる。嶋田さんからは、最賃と生活保護との整合性が問題となり2014年に逆転減少が解消されたとしているが、若年単身者と比較したことに問題がある。ILO131号条約、135号勧告では「労働者とその家族の必要」となっている。一人親世帯と比較すると法定の残業上限を超える50時間が必要だ、これでいいのかとの指摘。山田さんからは、手取り10万程度の最賃では生活が成り立たない、事業者の支払い能力を決定要素に入れるのは労働者に責任転嫁することで筋違い。国に支援策を求めるべきと審議会で訴えたと報告。

②最賃が全国一律ではなく、地域間格差も大きい問題。山田さんから、運送業もそうだが全国で同じ仕事はたくさんある、最賃は働いた時間のみを基準とすべき。服部さんから、全国でこれだけ

はという最低賃金を一律に決めるべき、そのために新しい法律が必要。

③最賃審議会の形骸化の問題。原則公開となっているが肝心の金額を決定する審議が非公開。議事録の公開も不十分。傍聴席も全国でだいたい8席くらい。労働側の審議委員も非正規労働者の実態を知らない等々。

参加者からは、最賃制度について一般の労働者は知らないのでは、伝え方や参加しやすい運動作りの工夫が必要などの意見が多くあった。

中央最賃審議会の目安全員協議会の22年3月に取りまとめに向けての要請行動や、参議院選挙で最賃大幅引上げを重要政策に押上げること、中央と地方の最賃審議会への行動など創意工夫してユニオン全国ネットの統一行動に参加していくことを確認して終了した。

*追記/今年1月の目安全員協議会で「取りまとめ」の1年延期が不当にも決まった。

第9分科会 ■ たのしいユニオン

担当/河崎一公(ユニオンみえ)

この分科会は参加型の分科会として、組合に入らばかりの人でも気軽に参加できるよう企画しました。果たして参加者が集まるのか心配しましたが、13名が参加し、賑やかな分科会となりました。

まず、自己紹介をしました。ユニオン関係の集まりだと、自身を取り組む争議中心の話が多いと思いますが、ここでは4つの質問に答える形で自己紹介しました。質問は、「呼んでほしい名前」「自分を動物に例えると?」「24時間以内のグッドニュース」「今の気持ちを例えると何色?」です。パーソナルな一面が垣間見えるとより人物を知れますし、ニックネームで呼び合うとそれだけで親密になれます。最初はみなさん少し戸惑っていましたが、すぐに打ち解けあっていました。

次に分科会のメインです。簡単なゲームを行いました。まずは、「イルカの調教」ゲームです。イルカ役を一人決めます。他の人は調教師役としてイルカに聞こえないよう、やってほしい動きを決めます。ゲームが始まったら調教師はイルカにその動きを教えますが、言葉で教えることはできません。イルカが自由に動き回っているときにやってほしい動きに近づいたら「ピー」という合図(笛の音)のみでイルカに動きを教えていきます。イ

ルカがやってほしい動きをできたら終わりです。まずは、簡単な動作(座る・壁に触れる)をお題に出して、みなさんに体験して貰いました。このゲームで最も重要な役割は調教師です。調教師がきちんと動作を見極めて合図を出さなければ、イルカは動作を理解できません。逆にいうと、イルカ役の人は何も考えなくても大丈夫。みなさん、飲み込みがとても早く大胆な方ばかりだったので、お題の動作を少し難しくしました。教室から出ていく、電気を消すなどといったお題にも調教師役の人が上手くイルカを誘導し、あっという間に調教できました。

最後に「ワンワード」ゲームを行いました。複数人でグループを作り、ワンワード(文節)だけで、順番に発言していきながら話を作っていくゲームです。Aさん「静岡に」Bさん「全国の」Cさん「ユニオンが」Dさん「集まった」といったように話をつなぎます。これを繰り返して、みんなで一つの話を作っていきます。さきほどのゲームと違って話を作っていくということに皆さん苦戦していました。話を予想してしまうと、自分が想定していた展開にならないとパニックになってしまうようでした。頭の中に籠もってしまうと、なかなか

イメージが湧きづらくなります。そういうときこそ頭で考えるのではなく、周りをみて体を動かしてみるとその場に最もあったアイデアが勝手に湧いてきます。争議でも同じようなことを体験した人も多いのではないのでしょうか？

ほとんど2時間動きっぱなしの分科会でしたが、最後まで、みなさん元気いっぱい参加して頂きました。手前味噌ですが、良い分科会になったと思います。参加してくれた全国の皆さん、どうもありがとうございました。

第10分科会 ■ 弾圧との闘い

担当／塚原久雄(武庫川ユニオン)

現在、全日建連帯関西生コン支部に対し、凄まじい刑事弾圧がかけられている。4府県の警察が11件の事件をでっち上げ、のべ85人が不当逮捕され長期拘留されるなど異常な事態となっている。関生支部が行ったストライキや企業の違法行為を指摘するコンプライアンス活動、正社員化要求等が「威力業務妨害」「強要未遂」「恐喝未遂」などの刑事事件にでっち上げられ、起訴され一部有罪判決が下された。司法が、憲法や労組法を無視して労働組合つぶしの不当判決を言い渡した。労働基本権をまったく無視をした戦後最大の刑事弾圧である。また、全国各地でも闘う労働組合に対する刑事弾圧が行われている。これら闘う労働組合に対する弾圧は、すべての労働組合の活動に萎縮をもたらし、企業のやりたい放題を野放しにする。

分科会には19組合・団体から22人が参加した。各地の状況について報告を受け、情報を共有し、関生支部への支援の輪を広げるとともに、今後の活動において注意すべき点などについて議論した。

まず、各地で起きている弾圧について、ユニオン北九州、東京管理職ユニオン、全日建関西生コン支部から報告をうけた。

北九州では、トラック運転手に違法な弁償を請求し運転手が支払いを拒否したことから暴力事件を起こした企業に対し、弁償金要求の禁止や暴力事件の真相究明、暴力を受けた社員への補償と職場復帰を求めた申入れ行動に対して、半年後に「会

社敷地内への不退去による建造物侵入容疑」で組合事務所および役員宅の家宅捜索が行われた。申入れ自体、警察も現地で見守っており、何の指摘もなかったのにである。そして、パソコンやUSBメモリ、スマホ、名簿など、容疑とは関係ないものまで押収され、組合員との連絡も取ることが困難となるなど活動に大きなダメージを受けた。

東京では、悪質な企業への抗議行動に対して、ヘイト団体がユニオンを攻撃し、警察は見て見ぬふりをしている。関西生コン支部からは、労働委員会で勝利命令が出され、その命令履行を求める行動に対して攻撃がかけられるなど、いまま組合に対する攻撃が続いている報告がされた。

労働組合の正当な活動に対する警察の介入が増えている状況に危機感を覚えるとともに、ストライキや抗議行動が少なくなっていること＝労働組合が闘わなくなっていることが、権力の不当介入を許す原因になっていることを痛感した。

東海労働弁護団の中谷雄二弁護士は、世界では「ストライキ」「デモ」「ピケ」は労働者のあたり前の権利とされ頻繁に行われる。しかし、日本ではほとんどの労働組合が闘わなくなった。あたり前があたり前でなくなっている状況の中で資本と権力が一体となり関生弾圧を行っている。労働組合こそ闘いで法律を広げていくことが大切だと提起。

最後に、小さくても各地で学習会や集会を作り、いま起きている事実を広げ、裁判傍聴や集会・デモへの呼びかけに協力していこうとまとめた。

第11分科会 ■ 反原発 ～浜岡からの報告

担当／鈴木正巳(清水合同労組)

北海道・横浜・滋賀・三重などで反原発運動をしている方も含め約20名が参加。地元の浜岡原発を考える静岡ネットワークから報告があり、その

後、全体で意見交換を行った。報告要旨は次の通り。
① 人類史上最悪の福島原発事故は原発事故の恐怖と悲惨さを明らかし、根拠のない原発安全神話

が完全に崩壊、廃炉作業も難航、事故処理費の高騰化、溜まり続ける汚染水の海洋投棄の一方的決定は漁民等が猛反対などで事故の終息は一向に見えない。今も放射能と隣り合わせの危険な事故現場で苦闘している作業員の被ばく問題は重要課題。

② 静岡県御前崎市にある中部電力浜岡原子力発電所は、東南海地震の想定震源域の真上に立地、政治が止めた国内唯一の原発で世界一危険な原発。

③ 世界が原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転換に舵を切る中で、自公政権と原子力規制委員会は福島原発事故の検証も不十分に既存原発の再稼働を前提とした適合性審査で川内・高浜・伊方など9基の原発の再稼働を認めた。更に、脱炭素を口実に事故リスクの高い老朽原発の再稼働を含めた新エネルギー基本計画を改定した。

④ 中電は、津波対策に高さ22m、総延長1.6kmの防波壁を建設、非常電源の追加や各種機器の耐震性向上工事等の安全性向上対策工事は計約4,000億円、この間の浜岡原発維持費は津波対策費・維持管理修繕費等が嵩み総額1兆円を超えた。中電の原発依存度は10%と他社と比べ低い、危険な原発に巨額な資金を投入し、再稼働は許されない。

⑤ 原発立地市・御前崎市は市財政が逼迫、原発再稼働交付金が欲しい。一度原発を受け入れると交付金は麻薬の同じ、原発依存体質から抜け出せなくなる原発立地自治体に共通する問題が発生。

⑥ 浜岡原発の再稼働を認めない理由は、止まっていれば過酷事故発生確率が低下、避難計画は机上の空論、原発無しでも電気は足りている、浜岡原発全停止でも誰も困っていない、使用済み燃料の処理など「核のゴミ問題」は解決していない、核燃料サイクルは破綻、「原発は安い」は嘘、エネルギー計画の問題点・脱炭素・再生エネルギーなど。

その後、中部電力の恣意的・偏向教育と言えるような出前授業の実態、北海道での最終処分場受け入れ問題・関西電力等の老朽原発再稼働反対の取り組み等の報告があり、意見交換を行った。

福島原発事故から10年半、「原子力緊急事態宣言」は解除されていない、原発はエネルギー問題ではなく、命の問題であることを国民に訴えることが重要。私たちは全国の原発に反対する仲間とともに、原発を温室効果ガス排出削減に必要な電源と位置付けた時代に逆行する自公政権のエネルギー政策に反対し、「原発ゼロ社会」を目指し、国民的な議論の重要を確認しよう。

第12分科会 ■ リニア新幹線

担当／小海 誠(静岡交通ユニオン)

参加者20名。芳賀直哉静岡大学名誉教授が「リニア新幹線工事と南アルプスの自然保護」と題して講演され、各種データや現地視察による撮影画像や動画などを示し、リニアの危険な現状を訴えられた。

1、日本におけるリニア新幹線をめぐる動き

- ・1962年に研究開始、宮崎～山梨に実験線建設
- ・2011年、国の審議会は1年という不十分な審議で、建設及び営業主体をJR東海に、走行方式はリニア方式、ルートは南アルプスルートが適当と答申。
- ・当初案の工事費は増額されすでに10.8兆円、総延長の86%がトンネル、工事による残土1400万m³。
- ・2014年、2018年に工事計画が認可されたが、環境大臣意見書で「河川流量や生態系への適切な対応を求める」としている。

2、リニア新幹線の問題点

- 1) リニアモーターの原理、技術的な問題
- 2) 極低温超伝導方式の問題点
- 3) リニアは大量の電気が必要
- 4) 大地震に耐えられる？ 非常口からの避難は？
- 5) 電磁波による人体への影響

3、必要性は？ 需要は？

採算度外視、コロナ禍で需要予測は激減している。

4、リニア新幹線はどれくらいの電力が必要か？

5、大井川水量減少の問題 中下流域の減水問題と南アルプスの自然破壊について

6、工事に因る残土処理 ⇒ 大量の土砂置き場の現

状と盛り土による影響 燕沢崩落地の危険性

- 1) 土石流発生危険性 国交大臣が認可した残土置き場計画には土石流危険箇所が存在していた
- 2) 熱海の土石流被害をうけて、リニア工事残土の盛り土問題が再びクローズアップ
- 3) 岐阜県中津川市瀬戸トンネル斜坑での落盤崩落事故で2名の死傷者、長野県豊岡村でも事故
- 4) 5,676万立米の残土処理 土石流の危険性、景観破壊、自然環境破壊

7、おわりに、将来世代のために

田中正造の残したこと、明治以降の文明開化は本当に正しかったのか

参加者からの質疑・意見は多岐にわたった。

- ・リニアの必要性は？
- ・災害や車内事件発生時の対応は？
- ・乗車人員は？
- ・完成の見通しは？ 工事の進捗状況は？
- ・維持管理費は？
- ・裁判の動向は？
- ・三島における反対運動の報告 「リニアなんか要らない」の購読を
- ・工事現場の見学は可能か？

最後に、「南アルプストンネル工事の中止を求めるとの請願署名」への協力が要請され、終了した。

女性交流集会 ■ 出会い、つながり、ひろがる

担当／内藤（女性ユニオン名古屋）

全国交流集会終了後、会場を静岡駅近くの静岡勤労福祉会館に移し、久しぶりの女性交流会を開催。交流集会番外編ということで参加費は300円。交流会経費にあてさせて頂きました。参加者は20名で、うち「女性と労働」分科会参加者は14名、女性交流会だけの参加は6名。簡単な自己紹介後、3ユニオンから活動事例を紹介してもらい、その後、小グループに分かれ話し合いをしました。

◆各地区の活動事例紹介

- ① 女性ユニオン名古屋：東海ネットの女性交流会の取組み／7/24 東海ネット交流会時に6ユニオン11名が集まり集会をもちました。介護現場の疲弊と外国人女性労働者の救済ができてないことを知り、実情を知る場をもちたいと考えました。
- ② 女性ユニオン東京：女性による女性のための相談会紹介／労組、市民団体、弁護士、支援団体が集まり開催した「女性による女性のための相談会」の報告と、21年12月に実行委員会形式で開催する内容について案内。女性の抱える困難に、ユニオンだけでなく多くの人が支援していきます。
- ③ 北海道ウィメンズ・ユニオン：コロナ禍の女性支援／コロナ禍で困難を抱えるススキノ地区で働く女性やDV被害者など、子供や若年女性を支援する北海道の事例を報告。22年1月には「GIFT」と題して支援活動を行う予定です。

◆グループに分かれて話し合い(グループ4人×5) グループで自由に話し合い、付箋に書き込み、

その後に発表。下記は、書き込みからの抜粋です。

- ・小さな地域でつながっていく事が大事！（大きな地域だけではなく）ゆるやかに
- ・ネットワークを広げる
- ・東京の女性のための相談会ネットワークを作って、全国へ
- ・「女性による女性のための相談」名古屋でもやりたい！（やらなければ）
- ・他団体と連携し女性の相談を解決していきたい
- ・相談を受ける人同士の繋がりも大切
- ・全国交流集会の中に位置づけることも大切だが、それ以外にもZoomなどで交流できると嬉しい
- ・他のフェミニズム団体ともつながって、多角的に問題を解決できるように。
- ・メーリングリストやライングループを活用して、ユニオンに関わる女性同士で情報交換する場を
- ・繋がることでグチや怒りを言いあえる、聞きあえる。そんな繋がりをネットワークで広げよう
- ・いろんなユニオン、いろんな地域で悶々としている女たち、オンラインでつながれるといいな！
- ・色々なスキル、専門分野の女性たちとの連携を通し労働相談の背景も含めた取組ができる
- ・いろんな手段で女たちとつながりたい

21年12月に「女性による女性のための相談会」（東京）、22年1月に「GIFT」（北海道）、2月に「外国人女性労働者の実情を知る」オンライン講演会（名古屋）と続きます。

集会宣言

2021年12月4日、5日、私たちコミュニティ・ユニオンの仲間は、富士を臨む静岡県立大学につどい、第33回コミュニティ・ユニオン全国交流集会を開催した。コロナ禍のもとで、交流が困難になっている今だからこそ、「生きることはつどうこと コロナをのりこえ、連帯を深めよう！」という集会テーマを掲げ、二日間、交流を深めた。

本集会で、私たちは、静岡においても、外国人労働者など非正規雇用労働者の使い捨て状況が深刻化していること、JR東海、中部電力が、資本の欲望をむき出してリニア新幹線、浜岡原発再稼働を強行しようとしていることを学んだ。全国的にも、労働者の実質賃金は下がり続け、最低賃金28円アップの効果も吹き飛んでしまっている。あくなき欲望を前に、私たち、労働者、市民が、人間らしく生きていくことが困難であるかにみえる。

「世界で一番企業活動がしやすい国」をめざしているこの国の権力・企業は、私たちの先輩たちが積み上げてきた団結権、団体交渉権、団体行動権を破壊しようと、弾圧を強めている。全日建運輸連帯労組関西生コン支部大弾圧に端を発するこの弾圧は、現在、全国一般福岡・ユニオン北九州にもみられるように全国に広がっている。政府は、さらに「解雇の金銭解決」制度をめざし、労働組合の骨抜きをもくろんでいる。憲法改悪につながる、これらの動きは、し烈さを増している。時代は、逆境であるかにみえる。

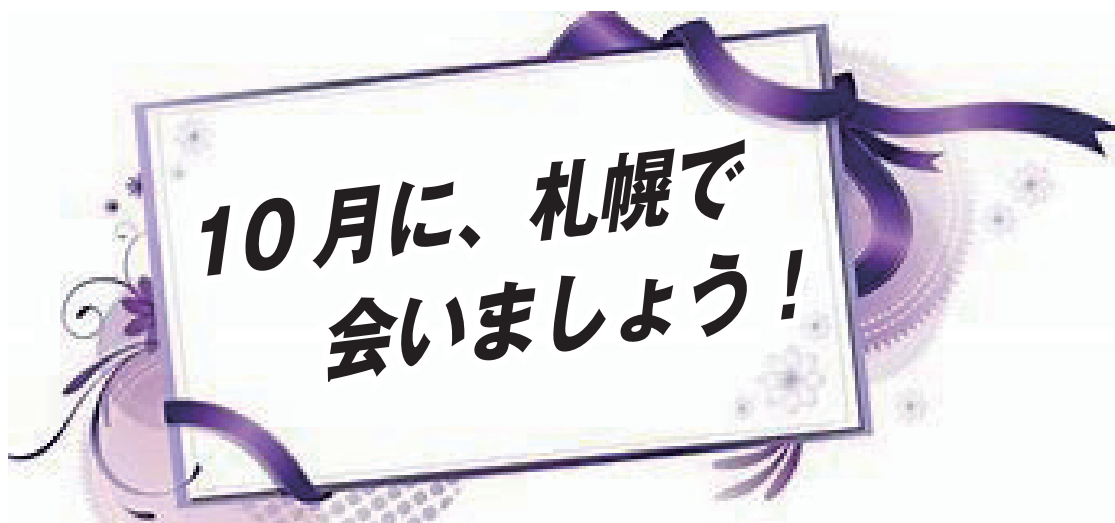
だが、私たちには、彼らが求めても決して得ることができない力がある。連帯である。それは、それぞれの職場、地域に深く根を張った縦の連帯であり、全国に張りめぐらされた横の連帯である。コミュニティ・ユニオンの連帯がいまこそ求められている。連帯を深めよう。

決して、慌てる必要はない。コロナ禍の終息が見通せない中であっても、私たちは、じっくりと交流を工夫し、闘いを通じて力を蓄積し、次に備えよう。

最後に、私たちは、本集会の成果を地元を持ち帰り、来年の札幌集会では、より力強い報告をしていくことを宣言する。

2021年12月5日

第33回コミュニティ・ユニオン全国交流集会・静岡 参加者一同



* 第34回全国交流集会は、2022年10月15日(土)～16日(日)に札幌市の北海道自治労会館で開催されます。

正当な労働組合活動を刑事事件にすることは許さない 加茂生コン事件・無罪判決についての共同声明

12月13日、大阪高等裁判所が、不当労働行為に抗議する組合活動が強要未遂罪にされた加茂生コン事件で、一審判決（京都地裁）を破棄し、組合員1人を無罪にするなどの実質的な組合勝訴判決を出した。

この事件は、加茂生コン（京都府）の常用的な日々雇用運転手が、2017年10月、関生支部（全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部）に加入して、正社員化や未払い賃金の支払いなどを要求して団体交渉を申し入れたところ、会社はタイムレコーダーを撤去して監視カメラを設置。運転手は労働者ではないとして団交をかたくなに拒否したうえ、組合員の子どもの保育園入所に必要な就労証明書への押印も、組合加入以前は毎年応じていたのに拒否して、会社を廃業すると通知して雇用を打ち切ったことに端を発している。このあからさまな不当労働行為に抗議した正当な活動が強要未遂にあたるとして、組合員らが2年後に逮捕され、京都地裁が2020年12月、組合員1人に懲役1年、もう1人に懲役8月、両者とも執行猶予3年という有罪判決を出した。大阪高裁判決はこれを覆して、1人に無罪、もう1人に罰金を命じたものである。

一審判決はまったく許しがたいものであった。日本には憲法28条労働基本権保障があり、労働組合法1条2項は正当な組合活動を刑事罰の対象としないとする刑事免責条項を明記している。それにもかかわらず、京都府警や京都地検は、「正社員として雇用することを不当に要求した」などと称して組合員らを逮捕・起訴した。このような暴挙がまかり通り、裁判所がそれを追認する信じがたい判決を出すようでは、労働基本権はないに等しい。

全国各地で活動するわれわれユニオンは、解雇、残業代不払い、さまざまなハラスメントなどに直面した労働者の労働相談を受け付け、企業に団体交渉を申し入れ、不当労働行為に抗議し、問題解決を図ってきた。そのひとつひとつが加茂生コン事件のように刑事事件化されたならば、ユニオンの活動は成り立たなくなる。その意味で加茂生コン事件は、当事者である関生支部の団結権を侵害する弾圧事件であるだけでなく、われわれユニオンの活動の存立基盤をも揺るがしかねない事態だとわれわれはとらえて支援し活動にとりくんできた。

組合排除の意図を隠さず確信犯的に不当労働行為を重ねた企業が免罪され、他方で、労働者の権利と雇用を守るために正当な組合活動を行った組合員が刑事犯とされる暴挙が許されていいはずはない。大阪高裁の無罪判決はあまりにも当然の司法判断である。

われわれは、この判決をふまえて、以下のとおり関係各方面に求めたい。

第1に、大阪高検は、大阪高裁の無罪判決を真摯に受け止め、最高裁への上告を放棄すべきである。

第2に、加茂生コン事件以外の刑事裁判が係属する近畿地方の各裁判所は、大阪高裁判決に倣って、憲法28条労働基本権保障をふまえた公正な判断を下すべきである。

2021年12月24日

共同声明よびかけ団体
全国コミュニティ・ユニオン連合会
コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク

【賛同団体／33ユニオン・団体】全国ユニオン秋田、庄内ユニオン、労働組合千葉県なのはなユニオン、すみだユニオン、東京ユニオン、シニアユニオン東京、東京管理職ユニオン、ふれあい江東ユニオン、派遣ユニオン、プレカリアートユニオン、全国一般東京東部労働組合、東京東部地域ユニオン協議会（下町ユニオン）、東京統一管理職ユニオン、よこはまシティユニオン、神奈川シティユニオン、長野一般労働組合、静岡ふれあいユニオン、名古屋ふれあいユニオン、きょうとユニオン、北大阪ユニオン、ユニオンおおさか、なにわユニオン、なかまユニオン、サポートユニオン with you、ひょうごユニオン、尼崎地区労働組合人権平和センター、武庫川ユニオン、ユニオンあしや、但馬ユニオン、姫路ユニオン、神戸ワーカーズユニオン、スクラムユニオンひろしま、愛媛地域合同労働組合（えひめユニオン）

全国ネットは、各ユニオンに対し、21年12月20日のメール通信（NO.2056）で上記共同声明への賛同を要請しました。上告期限という時間的限りがある短期間、緊急のよびかけであり、メール通信だけの要請であったため、組織内での確認が間に合わない、見落としてしまっていたという団体もあるかと思えます。それでも秋田、山形、千葉、東京、神奈川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、愛媛の13都府県33団体の賛同が集まり、12月24日15時過ぎに大阪司法記者クラブに発表。幹事社（日経）貴社が「おお、それだけの労組が！」と驚いていたとの報告がありました。静岡集会・全国総会活動方針でも確認されましたが、労働組合に対するあらゆる権利侵害を許さない強固なネットワークを作っていきましょう！